

益子町ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、カシノナガキクイムシ（以下「病害虫」という。）が媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害の防除対策を支援することにより、被害拡大防止、被害木による自己及び近隣への倒木被害を防ぐことを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- （1） 町内に被害木を所有又は管理する者。
- （2） 本人及び世帯員が町税等を滞納していないこと。
- （3） 同一年度内にこの要領に規定する補助金を受けていない者。

（補助対象事業等）

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象となる経費の範囲及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に定めるものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書
- （3） 被害木の位置図（5万分の1）
- （4） 計画図（5千分の1）
- （5） 事業費が確認できる書類
- （6） 状況写真（被害状況等）
- （7） その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（計画変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、交付対象事業の内容に下記の変更が生じたときは、速やかに益子町ナラ枯れ対策事業補助金計画変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)事業主体及び実施個所の変更をすること。
- (2)補助金額の増額をすること。
- (3)補助金額の減額をすること。

（状況報告等）

第8条 町長は、補助事業等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対し、報告を求め、必要な図書の提出を命じ、又は随時に補助事業等の状況を調査することができる。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、交付申請をした日の属する会計年度の終了までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1)完了報告書
- (2)作業写真（作業前・作業後）
- (3)領収書の写し
- (4)その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査により、補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、益子町ナラ枯れ対策事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときには、（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（補助金等の交付決定の取消し及び補助金等の返還）

第12条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	防除対策	補助対象経費	補助額
駆除	伐倒くん蒸	伐倒及び玉切・集積費、 薬剤によるくん蒸処理 費、焼却費(必要な搬 出、運搬費用を含む)等	補助対象経費の1/2以 内。
	立木くん蒸	注入孔穿孔費、くん蒸 剤注入費等	補助対象経費の1/2以 内。
	資材被覆	粘着シート等の設置費	補助対象経費の1/2以 内。
予防	資材被覆 粘着剤 樹幹注入 誘引器	粘着シート等の設置費	補助対象経費の1/2以 内。